

令和5年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和5年3月8日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2 |        | 会期の決定   |
| 第 3 |        | 諸般の報告   |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）  |
| 第 5 | 報告第 1号 | 例月出納検査等の結果報告について                                      |
| 第 6 | 報告第 2号 | 委員会の調査報告書について（新冠町立国民健康保険診療所<br>改築調査特別委員会）             |
| 第 7 | 議案第 3号 | 新冠町個人情報保護法施行条例の制定について                                 |
| 第 8 | 発委第 1号 | 新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について                            |
| 第 9 | 議案第 4号 | 新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公<br>費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 5号 | 新冠町企業版ふるさと納税基金条例の制定について                               |
| 第11 | 議案第 6号 | 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                             |
| 第12 | 議案第 7号 | 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条<br>例について                   |
| 第13 | 議案第 8号 | 町道の路線廃止について   |
| 第14 | 議案第 9号 | 町道の路線変更について   |
| 第15 | 議案第10号 | 令和4年度新冠町一般会計補正予算                                      |
| 第16 | 議案第11号 | 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算                                |
| 第17 | 議案第12号 | 令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算                                 |
| 第18 | 議案第13号 | 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算                            |
| 第19 | 議案第14号 | 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算                               |
| 第20 | 議案第15号 | 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算                            |
| 第21 | 議案第16号 | 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正<br>予算                      |

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 武田修一君	2番 中川信幸君
3番 秋山三津男君	4番 氏家良美君
5番 但野裕之君	6番 竹中進一君
7番 長浜謙太郎君	8番 酒井益幸君
9番 須崎栄子君	10番 芳住革二君
11番 堤俊昭君	12番 荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	鷹嘴寧君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	工藤匡君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	三宅正俊君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	小久保卓君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君
社会教育課総括主幹	佐々木京君

社会教育課総括主幹

坂 元 一 馬 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長

田 村 一 晃 君

議会事務局総括主幹

三 宅 範 正 君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。  
議事日程は御手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、長浜謙太郎議員、8番、酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から3月17日までの10日間とすることに決定をいたしました。  
お諮りいたします。議案等調査のため、3月10日から13日までの4日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。  
よって、3月10日から13日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
町長から、御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告をいたします。  
次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、御手元に配付したとおりですので、御了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告行をいます。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和5年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和4年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い御報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策につきましてご報告申し上げます。まず、対策本部会議の開催状況についてですが、町では、これまでも報告しておりますとおり、令和2年2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、規模を縮小のうえ、連日、定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持し、現在に至っております。北海道内の新規感染者数は、減少が続いており、今後においても減少傾向が続くことが見込まれています。そのような中、政府は、新型コロナの感染症法上の分類を、大型連休明けの5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げる決定をしました。今後は、感染者や濃厚接触者の自宅待機や緊急事態宣言による外出自粛など様々な制限がなくなります。特に、マスク着用の考え方について、3月13日からは、行政がルールとして求めるのではなく、個人の主体的な判断に委ねられることとなります。私たちは、日常の様々な場面で本人の意思に反して、マスクの有無を強制したり、差別や偏見を招くことのないよう留意しなければなりません。また、このマスク着用の考え方の見直し後も、高齢者などの重症化リスクの高い方を守ることを念頭に、町民の皆さまには引き続き、様々な場面で感染対策をお願いしたいと存じますのでご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について、接種状況を報告いたします。まず、2月28日現在におけるワクチン接種状況でございますが、町民全体で1回以上接種されている方が4,220名で接種率では、81.4%となっております。次に6ヶ月から4歳までの乳幼児へのワクチン接種についてでございますが、1月から接種が可能となったことから、対象者に対し接種希望調査を行い8名から接種の希望があったところです。接種については新ひだか町立静内病院の協力をいただきながら初回接種を実施しております。また、オミクロン株対応ワクチンの接種については、12歳以上が可能となっており、対象者へ対する接種率は54.4%でございます。年代別では10代から20代は29.8%、30代から50代は46.3%、60代以上は71.1%の接種状況となっております。また、ワクチンの接種体制でございますが、国保診療所において、金曜日を基本に予約にて接種が可能な体制を整えておりますのであわせてご報告いたします。

次にマイタウン30委員会の開催についてご報告申し上げます。開かれた行政の推進とまちづくりへの町民参画を目的にマイタウン30委員会を設置していますが、新型コロナウイルス感染症のまん延によって令和2年からおよそ3年の間、開催できずにきました。この度、各種会議が対面で開催され始めたことを鑑み、マイタウン30委員会についても開催が可能と判断したことから、2月1日レ・コード館町民ホールにおいて同委員会を開催致しました。委員においては、道の駅整備事業を今後、年限を定めることなく継続協議とした経緯、及び財政計画の説明を行い、その後意見交換と質疑を行いました。道の駅整備事業については、まちづくりを推進する上での柔軟な対応に出席委員の理解を得ることができたほか、将来の財政について質疑が交わされ、行財政改革の必要性について認識を深めるなど、町の未来について委員と語り合うことが出来たと思っております。町が行う広報広聴事業には、さまざまな手法がありますが、意見を述べやすい環境の構築と適時適切な開催は、行政の創意工夫が必要とされるところであり、今後において試行錯誤を繰り返していきたいと考えてございます。町民の声を基本としてまちづくりを推進し、町民に信頼される町政運営を行うため今後においても広報広聴事業に努めて行く所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、新冠町福祉灯油支給事業の実施結果についてご報告申し上げます。昨年からの灯油価格の高騰が続き、暖房用灯油の需要期に入りましても高値水準が継続していることから、日常生活への影響を特に大きく受ける、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等で町民税が非課税の低所得者の方を対象に1万円分の灯油券を支給することにより、経済的な負担軽減等を図ったところでございます。支給申請の受け付けにつきましては、令和4年11月28日から令和5年1月31日までの約2ヶ月間とし、町政事務委託文書によるチラシの全戸配布や居宅支援事業所のケアマネージャー等へ地域住民に対する制度の周知及び助言等の協力依頼を行ったところです。結果、前回実施した令和3年度とほぼ同数の374世帯から申請があり、町民税課税世帯等の支給対象外世帯を除く、高齢者世帯309件、障がい者世帯20件、ひとり親世帯20件の合計349世帯にあつたか灯油券として交付いたしました。あつたか灯油券は3月25日まで町内の灯油取扱店で使用できることとしておりますので、期限までに忘れずにご使用くださいますようお願いいたします。

次に、新冠町原油価格・物価高騰対応支援給付金事業の実施結果についてご報告申し上げます。町では、長引くコロナ禍での経済低迷に加え、原油価格や物価高騰の影響により生活が圧迫されている全ての町民を支援することを目的に、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年6月1日に町内に住所を有する者を対象者として、世帯主に対し世帯構成員1人あたり1万円を支給して参りましたが、本年2月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。本事業につきましては、教育委員会が町外在住の学生等を対象とした新冠町町外学生等応援給付金給付事業と並行して実施してまいりました。予算段階では、この学生分を除いた5122人を対象として見込んでいましたが、支給実績として、4950人分、予算対比

96. 6%の支給率となったところでございます。支給に結び付けるため、対象者へのダイレクトメールによる周知のほか、未申請者に対する文書や電話、訪問による申請の呼びかけを行ったことが、高い支給率に繋がったと評価しているところでございます。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給結果についてご報告申し上げます。令和4年9月20日に物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円の臨時特別給付金の支給が閣議決定され、これを受け町では支給事務を進めて参りましたが、本年2月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。当町では、国からの通知を受け、速やかに事業着手をいたしまして、この間、町政委託文書での周知に加え、未申告者の方や、転入世帯に対する制度通知を行ってきたほか、電話や訪問による申請の呼びかけを行い、一人でも多くの方に受給して頂けるよう努めてきたところでございます。その結果、支給実績として、家計急変世帯9世帯を含む799世帯に支給させていただいたところでございます。予算措置段階では、支給事業の対象を923世帯と見込んでおりましたが、確認段階において、非課税ではあるが課税世帯の扶養認定を受けている方や、未申告により課税状況が把握できない方は支給対象外となるため、予算対比では86.56%の支給率となったところでありますが、申請漏れがないよう対象者に複数回通知をしており、支給についてはもれなく実施することができたことと評価しているところでございます。

次に、新冠町農林水産業物価高騰対策支援金の交付結果についてご報告申し上げます。長引くコロナ禍での景気低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻や急速に進む円安相場は、原油価格や物価の高騰を引き起こし、一次産業の生産現場へも大きな悪影響を及ぼしております。新冠町農林水産業物価高騰対策支援金は、これらの影響により経営が圧迫されている農林水産事業者を支援することを目的に、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農林水産事業者へ10万円、特に配合飼料や肥料など輸入製品への依存が高く、影響が著しい酪農業及び肉用牛生産事業者には20万円の支援金を交付するものでございます。申請期間を令和4年12月1日から令和5年1月31日まで設け、町政事務文書による文書配付を3回実施したほか、各産業団体からの通知や来庁者への声掛け等により制度周知に努めたところ、農林水産事業者229名からの申請があり、総額2860万円を交付したところでございます。物価高騰は今尚続いており、厳しい情勢に変わりはありませんが、この度の支援が少しでも経営の一助となれば幸いです。

次に、農業支援員の新規就農についてご報告申し上げます。町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材確保を目的に、新冠町農協、農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合及び北海道信連で構成する新冠町地域担い手育成総合支援協議会を組織し、新規就農対策事業を推進しているところでございます。農業以外の職に就かれた方が一念発起し、農業を始めるには並々ならぬ決意と多額の費用を必要といたします。そのよ

うな方を応援するため、当町では平成20年度に就農施設等整備費補助金制度を設け、農業資産の取得に対する支援を行うとともに、平成23年度からは地域おこし協力隊・農業支援員制度の運用をスタートさせ、農業生産に係る技術の取得と経営ノウハウを学ぶ機会を設けるなどソフト・ハードの両面から担い手対策に取り組んでまいりました。この様な中、令和2年度にご家族とともに当町へ移住し、農業支援員として活動されてきた3名の方々が、本年度までの研修プログラムを無事終了し、農業者として新たに独立就農されましたのでご報告いたします。3名のうち1名は緑丘地区で酪農家として、2名は若園地区及び東川地区で、それぞれピーマン栽培を主とする施設野菜農家として第一歩を歩み始めました。現在は研修でお世話になりました受入農家や地域住民の皆様のご協力を頂きながら、精力的に生産活動に取り組まれているとお聞きしております。未だ日本経済は、コロナ禍で生じた景気の低迷から脱却することができず、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しておりますが、このたび就農された3名には将来の当町農業を牽引する担い手として、また、地域コミュニティを支えるリーダーとして成長されることを期待しております。農業支援員制度を運用して以降、これまでに10名の方々が町内で独立就農、1名が雇的就農されており、担い手確保対策として一定の成果があったものと、ご理解頂けるものと存じますが、引き続き地域の皆様や関係団体との連携を図り、新規就農者の確保に努めて参りたいと存じます。

次に、町有牧野におけるヨーネ病患者の発生についてご報告申し上げます。町有牧野の町有牛の、12月採取分の糞便培養の結果、1頭のヨーネ病感染が確認された旨、3月1日付けで北海道日高家畜保健衛生所から通知がありました。同日、殺処分命令及び消毒指示に基づき、町有牛1頭について殺処分を行い、飼養していた第2牛舎について清掃及び消毒作業を行いましたのでご報告いたします。令和4年度は12月に1頭の感染が確認されておりますが、更に1頭の感染確認となり、令和元年の発生から患畜牛として殺処分した町有牛は合計で14頭となりました。町有牧野のヨーネ病発生は令和元年からであります。約4年が経過し、今後3年間、清浄化に時間を要することになります。清浄化が見通せない状況の中、令和5年度からは、過去のヨーネ病感染牛の考察を行った上で、まずは、感染リスクの高い繁殖牛6頭を廃用牛として処分し、令和10年までに清浄化が図れるよう、町有牛事業の在り方についても検討を加えるとともに、抜本的な清浄化対策について方針化してまいる時期であるとも考えておりますが、今後も引き続き、家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎながら、日頃からの基本となる清浄化対策を図りながら、信頼される牧野運営に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年2月1日の新冠町簡易水道、旧第一地区の漏水事故についてご報告申し上げます。去る2月1日、午前1時頃に、町簡易水道施設の字緑丘24番地1地先で、漏水事故が発生し、対象地域である高江、朝日、緑丘、大富、万世及び古岸の一部の、272戸で断水及び減水事故が発生いたしました。当該施設の配水管は、平成8年度に設置したもので、管径100ミリの塩化ビニール管ですが、亀裂等の要因が疑われたため、直ちに担



当職員を現場に派遣し、夜を徹した漏水箇所の特定作業を実施したところでございます。しかし、午前4時30分の時点で、漏水箇所が特定できず、区域内で断水や減水の現象が確認され、生活や営農への影響が回避できないと判断し、職員を招集の上、対象地域の皆さんへのチラシ配布や、SNSを活用した周知を実施させていただくとともに、教育委員会に対し、朝日小学校の対応について検討を指示いたしました。加えて、新ひだか町に支援要請を行うなどして、給水用のポリタンクを可能な限り確保した上で、日高中部消防組合の給水タンク車2台を配備し、対象地域に向けた水の個別配布を行うとともに、午後2時から高江地区、朝日地区、緑丘地区、万世地区の4ヵ所に給水所を設置して給水対応させていただいたところでございます。復旧作業に関しましては、午後1時頃に漏水箇所が特定できたことで、午後3時40分には復旧作業が完了し、午後5時15分、全区域での通水を確認したところでございます。事故原因は特定できておりませんが、現場の状況から冬期間の凍上の影響や地盤変動による外的応力が加わり、配水管に亀裂が生じたものと推察しております。なお、復旧に要する費用につきましては、簡易水道事業特別会計の既定維持費予算で対応いたしました。水道は、町民の日々の生活や営業活動を支える重要なインフラであり、引き続き施設の適切な維持管理に努めることで、安心、安全、安定を第一とした水道事業を運営してまいり所存ですが、このたびの漏水事故にあたり、対象区域内の皆様には、大変なご不便とご心配をお掛けいたしましたことにお詫びを申し上げ報告いたします。

次に、新冠町立国民健康保険診療所の医師診療体制についてご報告申し上げます。現在、国保診療所の医師診療体制は、常勤医師3名と多くの出張応援医師の協力を頂きながら、平日の日中においては一般患者の診察、平日夜間や休日については救急患者の受入れを行う診療体制を構築しており、入院患者の対応等も含めて出来る限りの医師体制を整えているところでございます。そのような状況下におきまして、この度、内科医師として約9年間勤務して頂きました服部医師が一身上の都合により本年3月をもって退職されることになりました。服部医師は、ご家族の事情から当診療所で勤務を続けることが困難となったところでございますが、今後さらなる手腕に大変期待を寄せていた医師でありますので、誠に残念と言わざるを得ません。なお、後任につきましては、早期に着任して頂ける医師の確保に最大限の努力を続けておりますので、今しばらくお待ち頂きたいと存じます。なお、本年4月以降の外来診療体制につきましては、整形外科診療日数の拡充を図るとともに、すでに連携している医療機関や個人医師にも出張応援診療を頂くよう要請しております。現在、応援時期や診療日程等の調整をしている段階であります。さらに新たに4月以降、札幌市及び恵庭市の医療機関から毎月数日間ではありますが、優秀な医師の方々に出張応援診療を頂く事になりましたので、これまで同様の診療体制を維持できる見通しでございます。なお、詳細については、町政事務委託文書で周知を図るとともに、国保診療所に直接お問い合わせ願いたいと存じます。

以上が国保診療所の医師診療体制についてのご報告とさせていただきます。最後に今定例会

に提案しております案件ですが、一般議案7件、令和4年度各会計補正予算7件、令和5年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきます様、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和4年第4回定例会以降の教育行政に関わってご報告を申し上げます。

はじめに、令和4年度の全国体力、運動能力、運動習慣等調査の結果についてご報告いたします。本調査は例年同様、小学5年生、中学2年生を対象に、実技8種目に加え、児童生徒及び学校、教育委員会に対する質問紙調査の内容により、4月から7月末までの期間で行っております。本年度の結果につきましては、本年1月10日付けで、スポーツ庁から調査結果について通知がありましたので、概要についてご報告させていただきます。

まず、体格に関する項目である身長・体重の状況についてですが、いずれも全国平均と比べ、男子は、小・中学生ともにほぼ同様、やや高い状況が見られ、女子については、小・中学生ともにやや低い、ほぼ同様の状況が見られております。実技調査では多くの種目で改善が見られ、小学校男子は反復横跳び、ソフトボール投げ等4種目で、小学校女子は反復横とび、立ち幅とび等4種目で全国平均を上回る結果でありました。また、中学校男子は握力、長座体前屈等3種目で、中学校女子はハンドボール投げの1種目で、全国平均を上回る結果でありました。一方、課題が見られた種目として小学校中学校男女共通して上体起こし、50m走の2種目が、全国平均を下回る結果でありました。児童生徒の意識傾向として、「運動が好き」「保健体育の授業は楽しい」という回答が全国平均より多く見られる結果となっております。毎年の調査結果において、児童生徒の体力や運動能力の状況を知ることができるわけですが、本年度の結果分析を進めるとともに、経年的な傾向を踏まえ、各学校及び町教研協保体部会において体力向上対策を検討し、取り組んでいく予定でございます。また、本年度の結果につきましては、町広報3月号で公表させていただく予定でございます。

次に、新冠中学校卒業生の進路希望状況についてご報告いたします。別紙資料にありますように、本年度の進路希望状況は、総生徒数47名のうち、進学希望者が46名、就職が1名であります。出願の内訳では、静内高校28名、静内農業高校6名、道内公立高校11名、道外私立高校1名となっております。このうち、3月1日現在で7名の合格が内定しております。なお、3月2日、3日に公立高校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表につきましては、3月17日の予定でございます。

次に、新冠町町外学生等応援給付金の支給結果についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰の影響を受けている親元を離

れ頑張っている学生等を対象に、修学に対する応援と経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和4年8月12日から支給事務を進めてまいりましたが、本年2月末をもって支給事務を終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。本給付金は、令和4年6月1日の基準日において、新冠町外で修学している学生で、町内に住所を有する学生等、又は、基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象者に、町において実施いたしました新冠町原油価格・物価高騰対応支援給付金事業と連携し申請を受付けました。この間、町政事務委託文書及び教育委員会のホームページでの周知に加え、申請のあった方々に、同級生やご友人、保護者間のネットワークを通じ対象者への周知をお願いし、申請漏れがないよう努めたところでございます。その結果、144名から申請があり、支給総額は144万円となりました。新冠町出身の学生の皆さんには、コロナ禍を乗り越え、是非、前向きな学生生活をおくっていただき、将来の夢に向かって羽ばたいていただくことを期待しております。

次に、小学校統合に係る進捗状況についてご報告いたします。本年度の計画に基づき、新冠小学校と朝日小学校の統合における新しい教育課程編成に関わる基本的な準備、加えて、令和5年度に向けて、交流学习推進の検討及び、長期休業を利用し備品の整理等を実施しております。保護者の皆様からご心配をいただいております津波災害への対応につきましては、町の津波ハザードマップを基本に、避難場所を学校内での垂直避難に変更することで取り進めているところであります。今後におきましては、児童を保護者に引き渡す方法や手順などについて、協議を図ってまいります。また、朝日小学校の閉校式及び記念事業につきまして、朝日小学校、朝日小学校閉校記念事業実行委員会と調整し、令和6年2月9日に開催することで進めているところでございます。なお、協議や検討状況につきましては、引き続き、広報誌等で周知するなど、保護者や地域の皆様に丁寧な説明に努めてまいります。

次に、新冠町簡易水道漏水事故に係る学校の対応についてご報告いたします。町長からご報告のとおり、2月1日の新冠町簡易水道漏水事故により、朝日小学校及び校区内の周辺地域に断水が発生いたしました。教育委員会では、学校給食や衛生管理をはじめ教育活動への影響に鑑み、学校長と協議したうえで、2月1日の1日間を、臨時休業措置とすることを決定いたしました。保護者の皆様には、学校を通じてお知らせをしたところでありますが、ご理解あるご協力により、円滑な対応を図ることができました。今後におきましても、児童生徒の安全を第一に、教育活動を図って参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応についてご報告いたします。教育委員会では、これまでもご報告しておりますとおり、国及び道教委が示す関係通知等を踏まえ、学校及び認定こども園における感染症対策の徹底を図っているところでありますが、新冠中学校において感染症の拡大傾向が見られましたことから、感染状況の確認や感染拡大防止など感染症対策に万全を期すため、町感染症対策本部の方針として休業

措置を決定したところでございます。休業措置の状況でございますが、2月7日に新冠中学校関係者2名の感染が判明、翌8日に3名、9日に4名の感染が判明し、一部の学年において感染の拡大傾向が見られましたことから、2月10日から14日までの5日間、対象学年を学年閉鎖といたしました。なお、休業期間中の対象学年の感染者は5名、新冠中学校全体の感染者は11名となっております。感染症は、いまだ終息が見通せない状況でありますことから、今後におきましても、基本的な感染症対策を徹底し、健康保持及び感染拡大防止に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度新冠町少年国内研修交流事業についてご報告いたします。本年、1月11日から14日の日程で児童生徒、引率を含め35名を沖縄県へ派遣し、3年ぶりとなります少年国内研修交流事業を実施いたしました。新型コロナウイルスの感染が減少傾向に向かい始めた時期であり、研修内容の見直しや渡航前後の健康観察、マスク着用の徹底等の感染対策と、体調不良者が生じた際の対応も想定した上で、慎重に事業を進めてまいりました。現地では天候に恵まれ、沖縄の自然と歴史、文化を学ぶ行程を計画どおり進めることができ、金武町中川区子ども会との交流についても、当町からはゲーム形式での町の紹介や子ども会からは伝統芸能の披露を受けるなど交流を深めることができました。また、研修期間中、子どもたちが体調を崩すことやトラブルもなく、現地での研修を無事に終えることができたところです。研修の成果発表につきましては、事後研修による準備を経て、去る3月6日にレコード館において報告会を開催し、グループ毎の研修テーマに基づき、保護者をはじめとする来場者へ発表いたしました。一方で、2月23日から24日の日程で金武町中川区子ども会から総勢27名の訪問団が3年ぶりに来町され、研修事業に参加した子どもたちと保護者を中心とした実行委員会により受け入れし歓迎いたしました。期間中、両町の子どもたちが改めて交流を深める歓迎交流会を開催したほか、乗馬体験や町内観光をされたのちに、次の研修先へ移動されております。今年度の研修交流事業は、コロナ禍での派遣となり、感染対策や緊急時の対応も想定した上で慎重に取り進めさせていただきましたが、関係各位のご理解により無事に実施できましたことを厚くお礼申し上げます。当研修交流事業は、作文と面接による選考を経て、事前事後の研修と現地での研修と交流、成果発表会で構成されており、児童生徒の自主性と協調性が必要となるリーダー研修として実施しております。これらの貴重な経験をした子どもたちの成長は、将来に渡り大きな好影響を与えるものと捉えておりますことから、事業内容の改善と充実を図りながら引き続き実施してまいりたいと存じます。

以上で第1回定例会における行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

#### ◎日程5 報告第1号

○議長（荒木正光君） 日程第5、報告第1号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程6 報告第2号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第2号、委員会調査報告についてを議題といたします。

令和4年9月13日招集の第3回定例会において設置されました、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会の調査が終了し、御手元に配付の報告書が議長に提出されています。調査結果について、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会委員長の報告を求めます。

氏家良美委員長。

○4番（氏家良美君） 令和4年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の調査結果を、新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、調査事件名及び調査の経過は、印刷して御手元に配布のとおりでありますので、報告を省略し調査結果を申し上げ報告といたします。

新冠町立国民健康保険診療所は、老朽化した施設設備等の改築に向け、令和7年度の完成に向けた基本構想が定められた。町における建築技術職員欠員のため、コンストラクション・マネジメント方式により、一般財団法人北海道建設技術センターの指導助言等の支援を受けて、基本計画と基本設計を同時に進めるとした旨の説明を受け、特別委員会としては現在の状況下ではやむを得ないものと判断した。

次に、基本計画完了に向けた改築に係る基本的な情報等について、慎重に調査した結果、北海道建設技術センターとの委託契約と公募型プロポーザル参加業者の選考に係る委託関係予算を、令和5年1月23日招集の第1回臨時会で決定した。公募型プロポーザル業者の選考は本年4月予定で、最終的な基本計画と基本設計の同時並行的策定による両基本部分の完了は、本年10月末日の予定であるため、基本計画と基本設計の完了前に本特別委員会は調査終了することとなるが、基本計画案については、町からの説明内容において了承すべきものと判断し本調査を終了する。

今後、基本計画並びに基本設計の完了に基づく実施設計など、施設の建設をはじめ具体的な検討がなされるが、特に事業費や財源については、これまで同様の調査が必要と判断する。なお、各委員からの意見として、認定こども園ド・レ・ミ等のように柔らかく親しみのある名称を公募型プロポーザル選定前に検討願いたいとの意見や、将来を見越した施設規模の検討、更には財政計画について物価高騰による事業費増加を懸念する発言もあったことを申し添える。

今後、任期満了により町議会議員も改選となるが、改選後の議員各位には本調査の結果をもとに、町民が安心して暮らせる医療環境の実現に向け活発な議論を期待する。

以上で報告を終わります。

- 議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。  
報告第2号は委員長報告のとおり、報告済みといたします。  
暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

- 議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第3号

- 議長（荒木正光君） 日程第7、議案第3号、新冠町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

- 総務課長（佐藤正秀君） 議案第3号、新冠町個人情報保護法施行条例の制定についての提案の理由を申し上げます。

説明につきましては、御手元に配布しております、議案第3号説明資料により行わせていただきますので、そちらをご覧ください。まず経過といたしまして、令和3年5月に、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが令和5年4月から適用されることとなりました。これに伴い、現行の新冠町個人情報保護条例を廃止し、新たに新冠町個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。中段の図をご覧ください。これまでの個人情報保護制度は、国の機関や独立行政法人、民間事業者のそれぞれを対象とした複数の法律が存在したほか、地方公共団体においては、各自治体の条例により規定され、制度運用に差が生じておりました。令和5年4月からは、1つの法律の下で運用するために、改正個人情報保護法が施行されたものであります。

次に、新たに制定する施行条例についてですが、まず第2条に規定する条例の適用範囲について、廃止される現行条例と同様に、町、教育委員会等の実施機関として定義しております。これまで含まれていた議会については、国会や裁判所等と同様に自律的な機関として改正法の適用対象外とされていることから、施行条例の実施機関からも除外しております。次に、第3条に規定する開示請求の手数料についてですが、改正法により条例に委任されていることから、現行条例と同様に、手数料条例の基づき徴するよう規定しております。次に、第4条に規定する情報公開個人情報審査会への諮問についてですが、個人情報保護制度の運用において、専門的な意見を聞くことが必要な場合に、既存の審査会へ諮問することができる規定について、現行条例と同様に規定するものです。次に、附則第2条に規定する現行条例の廃止についてです。施行条例の制定に伴い、現行条例を廃止する

ことを規定しております。次に、附則第3条及び第4条に規定する罰則規定にかかる経過措置についてです。個人情報の漏洩や乱用に対する罰則規定について、4月の改正法の施行後は、法により罰せられますが、過去の事案については対象となりません。そのため、現行条例の廃止後においても処罰可能とするよう、施行条例において経過措置を設けるものです。次に附則第5条に規定する新冠町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてです。内容としましては、施行条例の適用から除外される議会が、別途制定予定の新冠町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく諮問に対し、審査会が調査審議のうえ答申することができるよう、審査会の所掌事項について改正するものです。最後に、本条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上が、議案第3号、新冠町個人情報保護法施行条例の制定についての提案理由です。ご審議を賜り提案のとおり決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより本案に対する採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 発委第1号

○議長（荒木正光君） 日程第8、発委第1号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

但野議会運営委員会委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第1号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、別紙のとおり定めようとするものでございます。次ページをお開きください。本条例の制定理由は、個人情報の保護

に関する法律が改正され、これまでの法律において執行機関として位置づけられていた新冠町議会は、改正後は裁判所と同様に除かれることとなり、町の条例においても外れたことを受け、議会における個人情報保護条例を新たに制定し、個人情報保護制度の適正運用を図るものであります。

条例の内容を説明します。本条例は第1章から第6章までの6章の構成としており、第1条から第3条においては、条例の目的、定義、議会の責務について規程をしています。続いて第4条から第16条は、議会における個人情報の適切な取扱いを規定しています。次に、第17条は、個人情報取扱事務の届出等を規定し、第18条から第46条までを議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続きに関する規程をしています。次に、第47条から第52条は雑則として、分類等未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審議会への諮問、条例の施行状況の公表等の規程をしています。最後に、第53条から第57条までは罰則とし、職員や受託業務に従事している者などが、正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則を規定しています。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとして、施行期日を規定しています。

以上が発委第1号、新冠町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての内容でございます。ご審議いただき提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第4号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第4号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙にお



ける選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第4号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

説明につきましては、お手元に配布しております議案第4号説明資料により行わせていただきますので、そちらをご覧ください。本条例ですが、お金のかからない選挙をめざした、候補者の選挙運動の機会均等を図るために公職選挙法などに規定されている制度になります。町の選挙についての公費負担は、条例で規定する必要があり、現在、当町では、選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成費用について、規定しております。まず、条例改正の趣旨であります。最近の物価変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる内容の公職選挙法施行令の一部改正に準じて、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものです。

次に、改正内容についてですが、一つ目に、選挙運動用自動車の公費負担の限度額について、自動車借入の単価を現行の1万5800円から300円増額し、改正後1万6100円に。燃料代金を現行の7560円から140円増額し、改正後7700円に。二点目に、選挙運動用ビラの作成単価の限度額について、1枚当たりの単価を現行の7円51銭から22銭増額し、改正後7円73銭に。三点目に、選挙運動用ポスター作成単価の限度額について、1枚当たりの印刷費を現行の525円6銭から16円25銭増額し、改正後541円31銭に。それから企画費を現行の31万5000円から5750円増額し、改正後31万6250円にそれぞれしようとするものです。最後に、この条例は、公布の日から施行するものです。なお本改正条例は、本年4月に執行予定の町議会選挙から適用となります。

以上が、議案第4号、新冠町議会議員及び新冠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由です。ご審議を賜わり提案のとおり決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） これより、議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 選挙用ポスターの作成単価で、541円31銭、ポスター掲示枚数っていうことは分かるんですけど、企画費の31万6250円、この企画費とはどういうことなんですか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） ポスターを作る場合、専門家を入れて色々デザインをするという、色合いだとか文字だとか、こういう構成をするということがあるようでして、それ

に係る部分を企画費と言っています。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 今までの経験から言うと、普通それを含めた形の中でポスター印刷してるんじゃないかなというふうに気がしてるわけですが、それにしても大変高額な金額かなというふうに思っておりますけども、これは全国的に認められてるものだから、今さらどうのこうの言う必要はないかもしれませんけども、わかりました。

○議長（荒木正光君） 答弁は要りませんか。

○10番（芳住革二君） はい。いいです。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第5号、新冠町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第5号、新冠町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年7月8日付けで、新冠町まちひとしごと創生推進計画について国の認定を受け、計画に定めるまちづくり事業に企業版ふるさと納税を活用することが可能となり、当町における企業版ふるさと納税の受入れを開始してございます。本制度を活用した企業からのふるさと納税である寄附については、寄附者である企業が、指定した事業の当年度財源として充当するほか、後年次事業の財源として基金積立てをすることで、まちづくり事業の財源とすることが可能となっています。また、基金積立てに当たっては、条例によって、確実かつ効率的な活用を基金積立ての目的として定めることで、企業が指定する寄附の目

的に沿った運用を明示することになるほか、寄付を希望しやすい環境づくりにつながることから、条例の制定をするものでございます。

条例の概要について説明いたしますので、次のページをお開きください。新冠町企業版ふるさと納税基金条例。7つの条項で構成されています。第1条目的、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まちひとしごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、新冠町企業版ふるさと納税基金を設置する。基金の設置目的を明確化し、取扱いの健全化を図るものであり、このたびの条例制定の必要性を示しています。以下第2条から第7条は、一般的な基金条例と同様の規定ですので、説明は概略とさせていただきます。第2条は、基金は予算の定めるところにより積み立てること。第3条では、管理について規定をしており、最も確実な方法により保管しなければならないとし、第4条第5条では、処理と費消について定め設置目的に従い、すなわち企業版ふるさと納税を活用する、地方創生事業に使用する場合に限り予算計上して費消できることを定めています。第6条及び第7条では、町長のもと運用と必要な管理を行う旨定めています。附則としてこの条例は公布の日から施行する。

以上が議案第5号、新冠町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての提案理由でございます。御審議賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番酒井です。第3条のところで、基金に属する現金は金融機関への貯金その他最も確実な方法により保管しなければならないとなっておりますけども、このその他っていうのは、どういったことが考えられるのかについて伺います。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 一旦基金、お金を受納した際には、その日即日に金融機関にお預けするっていうことはなかなか出来ないことがございまして、町において一旦金庫等に保管することもございます。そういった場合は、町長の管理の下、役場庁舎内にある金庫の中で保管するというのも考えられることでございまして、そういったことを想定してございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第6号、新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第6号、新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。今回の条例改正は、現在国民健康保険被保険者の出産給付として、条例において出産育児一時金40万8千円と、規則において産科医療補償制度掛金相当額である1万2千円を加算した合計42万円を支給しているところでございます。今回、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金について、令和5年4月1日より8万円増の48万円に引上げるべきとされたことを受け、健康保険法施行令に定める出産育児一時金の改正が令和5年2月1日に公布されました。これに伴いまして本町において、新冠町国民健康保険条例第8条第1項中の出産育児一時金の額40万8千円を48万8千円に改め、総額50万円とするものでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。次のページをお開き願います。改正条例の新旧対照表でございます。第8条第1項中40万8千円を48万8千円に改めるものでございます。前のページにお戻り願います。附則といたしまして、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。第2条、施行日以前に出産した被保険者に係る新冠町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上が議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜わり提案どおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第7号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第7号、新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第7号、新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。このたびの改正でございますが、特別養護老人ホーム恵寿荘の定員について診療所の改築を進めるに当たり、増床棟20床を閉鎖し、本体のみの運営に一元化したことにより、70人から50人に改めようとするものでございます。新旧対照表で説明申し上げますので次のページをご覧ください。新冠町立特別養護老人ホーム設置条例新旧対照表でございます。第3条、定員において、第1号中、70人を50人に改めます。前のページにお戻りください。附則といたしましてこの条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第7号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 2番中川です。これ70名を20名減にして50名ということは、診療所の改築によって、診療所の2階にある20を減するという、そういう理解でいいのかな。そしたら、当面もうこれ以上は動かないっちゃうことですか。定員は。ずっと50名っていう考え方でいいのかな。例えば、恵寿荘を建て替えて、また、そういうふうに改築になった時はまた別として、当面はこのままっていうことで、そういう考えでいいのかな。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 診療所の2階の部分を閉鎖したということで20名減となっております。今後は当面の間50人ということで考えております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） それで50名で、今かなり言うなら、待ちが、待ちの人が多、待ちということは、入りたいっていう方が多いというふうに聞いてるんですけど、それで十分機能しているのかどうかその点について伺います。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 現在入所の待機者の名簿上なんですけども、大体90人前後で経過しております。そのうち7割位が、施設、他の施設に入所していたり、病院に入院しております。残りの方が在宅ということになりますけども、入所の打診をした結果、まだ大丈夫ですという返答が多い現状になっております。また町内で、東川の小学校の後に新しい特別養護老人ホームが出来ておりますので、そちらの定員が増加しておりますので、今のところ町の施設としては50人でいいと考えております。

○議長（荒木正光君） 中川委員。

○2番（中川信幸君） 待機待ちの新冠町、分かればですけど、新冠町の在住の人が何名で、あと他町村の人も結構待機待ちしてると思うんですけど、その数字分かれば教えてください。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 出身地別の待機者ということで、約90名といたしまして、新冠が3割程度、残りは新ひだか、日高町、様似町ということで日高管内の待機者となっております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番酒井です。この件に関しましては説明を十分受けて、理解はして地域の中で枠は変わらないっていうわけなんですけども、職員さんの配置基準について伺いたいんですが、70名、現行70名で、職員数が今現在どの位いるのかということと、50名にした場合に職員の配置基準は変更されるのかどうかを伺います。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 配置基準につきましては、入所50人、短期入所10人を含めて対応する配置基準につきましては、介護員と看護師含め20名が配置基準となります。令和5年度の見込みでありますけども、職員の数には23人でございます。今後は計画的に適正職員に改善していきたいと考えております。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、この条例改正は定員に関する部分ですので、それに関してのみの質疑を受けます。ほかございませんか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 4番氏家です。今回の条例の改正は定員20名減ということですが、現在も恵寿荘の入所者さんというのは体調が悪くなれば診療所に入院されることがあると思います。その中でこの定員数が減ることによって入院の患者も減るのではないかと予測するところなんですけれども、この条例の改正が診療所の経営にも影響してくるのではないかとということで、ちょっと質問したいと思います。1つ目が現在の入院患者数は何人なのか。そしてこの条例改正によって入院患者数はどのように見込まれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 恵寿荘から診療所に入院する数ということでお答えいたします。現在入院されてる方はおりません。今後、診療所に入院する患者ということですが、絶対数が減りますので減るとは思いますが、入所者の体調につきましては変動がありますので、その辺はちょっと不確実というか、今後はどのようになるかはちょっと分かりません。

○議長（荒木正光君） 氏家議員。

○4番（氏家良美君） 現在の診療所の入院者数についてお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○国保診療所長（杉山結城君） 現在ここ1か月間は、8名～9名で入院患者のほうは変動しております。以上です。

○議長（荒木正光君） 氏家議員。

○4番（氏家良美君） この20名減にするに当たって調整期間があったと思うんですけれどもその間、減ってきているとは思うんですけれども、診療所としてですね、今後恵寿荘の入院者が減ることについての見込み、今後のですね、見込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 20名減にすることによっての診療所の入院に対する影響ということでございますけど、先ほど所長が申し上げましたように、絶対人数が減少するわけです。恵寿荘の所管する担当、医療機関は診療所でありますから、渡り廊下の関係を含めて当然そこは診療所が第一義的な受診機関になる。従って20人分絶対人数が減るわけですから、可能性として入院患者も減るだろうということについては、それは予測をした中で、診療所の改築の検討も試算もしていかなきやいけないということだと思います。インフルエンザだとか、例年ですよ、インフルエンザだとか風邪だとか、そういう感染症が流行る年には、やはり入院患者の数は多くなりますし、そうじゃない年には少なくなる。これまでもそういった事情の中で診療所の入院環境に与える影響というものは変動してまいりました。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第8号及び日程第14 議案第9号

○議長（荒木正光君） 日程第13、議案第8号、町道の路線廃止について、日程第14、議案第9号、町道の路線変更について、以上の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長

○建設水道課長（関口英一君） 議案第8号、町道の路線廃止について提案理由を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり廃止しようとするものでございます。このたびの町道の路線廃止については、北海道が事業主体となり、事業開始となっている道営農村整備事業に伴いまして、当町は令和5年度から事業費負担が発生いたしますが、当該事業は農道整備の位置づけであることから、対象となる町道を一旦農道に変更する必要があるために、所要の手続きを行うものであります。2ページの路線廃止調書をご覧ください。図面番号①、路線番号47、路線名、村田泊津線。町道認定は、昭和57年3月18日であります。起点は大富14番1、終点は大富5番1です。総延長は、L=2023.32mとなり、全線廃道し農道扱いにしようとするものであります。次に、3ページの図面をご覧ください。起点側、大富14番1の主要道道平取静内線交点から、終点側、大富5番1の町道東泊津線交点の川上牧場分場地先までの区間でございます。当該路線は事業が完了した後、再度町道への変更手続きを行う予定であります。

以上が議案第8号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案とおりにご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き関連がございますので、議案第9号をお開き願います。

議案第9号、町道の路線変更について提案理由を申し上げます。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり変更しようとするものでございます。本件は、議案第8号と同様の理由で、町道の路線変更を行うものですが、対象路線は一旦農道扱いとするため、路線延長に変更が生じることから、所要の手続きを行うものであります。2



ページの路線変更調書をご覧ください。図面番号①、路線番号38、路線名、東泊津線。町道認定は、昭和57年3月18日です。起点は、東泊津82番、変更ありません。終点は、東泊津211番を東泊津123番2に変更するものであります。総延長は、L=5323.93mからL=2806.68mを減じ、L=2517.25mにしようとするものでございます。

次に3ページの図面をご覧ください。起点側、東泊津82番、石田牧場下の町道万世新冠線交点に変更ございません。終点側については、東泊津211番の町道村田泊津線交点で、川上牧場分場地先から、東泊津123番2の東泊津、新冠橋本牧場地先へ変更し、一部区間を農道扱いとしようとするものです。当該路線は、事業が完了した後、再度町道への変更手続きを行う予定であります。

以上が議案第9号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案とおりのご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

最初に議案第8号、町道の路線廃止についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号、町道の路線変更についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後11時49分

再開 午後12時56分

◎日程第15 議案第10号

○議長（荒木正光君） 日程第15、議案第10号、令和4年度新冠町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第10号、令和4年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。次のページをお開き願います。令和4年度新冠町一般会計補正予算、この度は9回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8028万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5942万5千円にしようとするものです。始めに、繰越明許費の補正がありますので、5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の補正は、追加です。5款農林水産業費、1項農業費、水利施設等保全高度化事業566万5千円は、太陽及び美宇地区の営農用水施設整備事業に係る執行残で、北海道より事業の進捗を図るための要請を受け翌年度へ繰り越すものです。次に地方債の補正についてです。6ページに移ります。第3表、地方債の補正、変更です。水利施設等保全高度化事業は、太陽及び美宇地区の営農用水施設の整備に係る辺地債で、限度額3850万円を補正後460万円減の3390万円に、公有林整備事業は、町有林の造成、間伐等に係る国の予算等貸付債で、限度額1920万円を変更後、290万円減の1630万円に、小規模治山事業は、美宇、小野寺の沢ほか3箇所の治山工事に係る緊急自然災害防止対策事業債で、限度額3420万円を変更後、660万円減の2760万円に、それぞれしようとするもので、いずれも事業費確定に伴う減額です。温泉施設整備事業は、ホテル棟ロビー天井照明の改修を予定しておりましたが、新たな指定管理者の意向等を踏まえ、次年度に他の施設改修と合わせて実施することとしたため、借入を予定していた過疎債、限度額60万円を全額減額するもの。新冠市街地線1号支線道路改良事業は、町民センター裏の道路舗装工事に係る公共事業等債で、限度額110万円を変更後、10万円増の120万円にしようとするもので、町単独費施工分を増額するもの。道路整備事業は、里平太陽線擁壁補修工事ほか2件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、限度額1390万円を変更後、100万円減の1290万円に、河川整備事業は、元神部川庄野地先河床洗掘防止対策工事ほか1件に係る緊急

自然災害防止対策事業債で、限度額1660万円を補正後60万円減の1600万円に、緊急浚渫推進事業は、比宇川河道内整備工事ほか6件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、限度額3110万円を補正後、110万円減の3000万円に、現年発生補助災害復旧事業は、令和4年8月大雨災害復旧に係る補助事業分の公共土木施設災害復旧事業債で、限度額1億3640万円を変更後、160万円減の1億3480万円に、現年発生単独災害復旧事業は、令和4年8月大雨災害復旧に係る単独事業分の公共土木施設災害復旧事業債で、限度額3670万円を変更後、240万円減の3430万円に、それぞれしようとするもので、いずれも事業費確定に伴う減額です。

次に、事項別明細書の歳出から説明致しますので、16ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費174万円の減。8節旅費120万円の減額は、新型コロナの影響により各種会議、研修等が中止やオンライン対応となったことによるもの。10節需用費54万円の減額は、町功労賞善行賞の人数減によるもの。3目財産管理費46万8千円の減は、12節委託料で、入札執行残の減額及び、町有地等測量業務委託料は、予定していた町有地売買について相手方が辞退したため減額するもの。4目町有林造成管理費299万7千円の減は、14節工事請負費で、町有林の人工造林等に係る入札執行残の減額で、詳細は説明資料1ページのとおりです。5目企画費1071万6千円の追加。10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費までの合計69万2千円の減額は、コミュニティバス車両購入事業に係る入札等の執行残。18節負担金補助及び交付金140万8千円の増額は、中古住宅流通活性化事業に係る中古住宅の売買3件分を追加するもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。24節積立金1000万円の増額は、1法人からの企業版ふるさと納税寄附金をふるさとづくり基金へ積立てるものですが、本来であれば、先ほど議案第5号で議決いただいた新冠町企業版ふるさと納税基金に積立てるべきところですが、条例の制定に係る内閣府からの指示が、本補正予算調製後であったため対応が間に合いませんでした。従いまして、本寄附金及びこれまでふるさとづくり基金に積立てました企業版ふるさと納税寄附金は、本年3月31日付け専決処分による補正予算によりふるさとづくり基金から企業版ふるさと納税基金に組み替える措置を行いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。17ページに移ります。8目諸費78万4千円の減は、自治会連合会に対する補助金の減額で、ふるさと祭り中止に伴い臨時職員1名分の人件費が不要になったことによるもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。9目財政調整基金費1010万8千円の追加は、普通交付税の追加交付による歳入歳出差引余剰分を基金へ積立てるもの。10目減債基金費108万4千円の追加は、立木売払い収入の増額分2分の1を積み立てるもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。2項徴税费、1目税務総務費及び2目賦課徴収費、補正額はありますが、国保会計から歳入となる国保税収納率向上対策事業費用負担金25万7千円を財源充当するもので、財源内訳のその他財源を増額し一般財源を減額するもの。18ページに移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費15万円の減は、新型コロナの影響により選挙管

理委員会連合会総会及び研修会が中止となったことによる減額。2目参議院議員選挙費41万8千円の減は、すべて執行残の減額です。19ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2142万3千円の減。10節需用費10万円、11節役務費通信運搬費のうち1万3千円、手数料のうち4万6千円、13節使用料及び賃借料5万円及び18節負担金補助及び交付金のうち住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金620万円の合計640万9千円の減額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の執行残で、詳細は説明資料5ページのとおりです。11節役務費、通信運搬費のうち12万円及び手数料のうち32万2千円の合計44万2千円の減額は、原油価格物価高騰対応支援給付金事業の執行残。12節委託料215万円の減。・福祉ハイヤー委託料42万7千円の減額は、利用者4名減少によるもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。寿入浴委託料50万2千円の減額は、利用者の減少によるもので、詳細は説明資料7ページのとおりです。新冠町子ども発達支援センター業務委託料122万1千円の減額は、人件費及び新型コロナの影響による研修会等の中止によるもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金700万8千円の減額。民生委員児童委員協議会運営費補助金31万9千円の減額は、新型コロナの影響により自主視察研修を中止したことによるもので、詳細は説明資料9ページのとおりです。町社会福祉協議会補助金48万9千円の減額は、新型コロナの影響による福祉団体の事業中止等によるもので、詳細は説明資料10ページのとおりです。19節扶助費1161万4千円の減額は、障害者自立支援事業の延べ利用件数減少によるもので、詳細は説明資料11ページのとおりです。2目老人福祉費260万4千円の減。18節負担金補助及び交付金94万1千円の減額は、日高中部広域連合負担金で介護給付費の減等によるもので、詳細は説明資料12ページのとおりです。27節繰出金166万3千円の減額は、介護サービス特別会計で説明します。20ページに移ります。5目老人福祉施設費97万円の減は、高齢者共同生活施設給食委託料で、入居者の入院により給食利用数が1日平均6食減少したことによる減額です。6目社会福祉施設費15万円の減は、集会施設の老朽化しているストーブ等の故障時入替に対応するものですが、発生事案が無かったことから減額するもの。2項児童福祉費、1目児童措置費396万円の減。18節負担金補助及び交付金110万円の減額は、子ども誕生祝金で出生人数の減少によるもの。詳細は説明資料13ページのとおりです。19節扶助費286万円の減額は、児童手当の支給人数減少によるもので、詳細は説明資料14ページのとおりです。2目児童福祉施設費80万円の減は、施設型給付費で私立の教育保育施設の利用人数減少による減額で、詳細は説明資料15ページのとおりです。21ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費491万6千円の減は、新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金で、令和3年度精算分及び令和4年度概算分の算定による減額です。2目予防費1220万4千円の減。3節職員手当等103万2千円、10節需用費4万3千円、11節役務費87万6千円、12節委託料のうち新型コロナワクチン接種委託料463万円及び17節備品購入費4万9千円の合計663万円の減額は、

新型コロナウイルス感染症予防接種事業で接種率低迷に伴う執行残で、詳細は説明資料16ページのとおりです。12節委託料990万3千円の減額。妊婦検診委託料155万7千円、予防接種委託料348万6千円及び、抗体検査委託料23万円の減額は、いずれも受診及び接種人数の減少によるもので、詳細は説明資料17ページから18ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金30万1千円の減額は、妊婦健診交通費助成金で対象者の減少によるもの。詳細は説明資料19ページのとおりです。4目診療所費、補正額はありますが、コロナ交付金執行残のうち10万円を診療所繰出金に財源充当するため、財源内訳の国道支出金を増額し一般財源を減額するもの。22ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費670万2千円の減は、日高中部衛生施設組合負担金で、し尿、塵芥手数料等歳入の増額及び人件費等歳出の減額によるもの。3項水道費、1目地区水道費41万3千円の減。12節委託料26万1千円及び14節工事請負費49万5千円の減額は、いずれも入札による執行残。18節負担金補助及び交付金34万3千円の増額は、里平水道維持管理負担金で導水管の異常に対応するため仮設配管工事を実施することによるもの。2目簡易水道費144万6千円の減は、27節繰出金で簡易水道特別会計にて説明いたします。23ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費80万9千円の減。8節旅費30万8千円及び13節使用料及び賃借料17万6千円の減額は、新型コロナの影響により新農業人フェア出展を見合わせたことによるもの。12節委託料122万7千円及び18節負担金補助及び交付金の、農業支援員活動補助金50万円の減額は、農業支援員3名が任期満了前に新規就農したことによるもので、詳細は説明資料20ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金90万2千円の増額。地域担い手育成総合支援協議会補助金47万3千円の減額は、事業費執行見込みによる残額で、詳細は説明資料21ページのとおりです。農業次世代人材投資資金187万5千円の増額は、農業支援員3名の新規就農に対するもので、当初予算で計上の150万円との合計337万5千円を交付します。なお、同額が道補助金で歳入となります。詳細は説明資料22ページのとおりです。3目農業振興費302万5千円の減。13節使用料及び賃借料14万円の減額は、農業用施設維持管理事業の執行残。18節負担金補助及び交付金288万5千円の減額は、事業費確定によるもので、詳細は説明資料23ページのとおりです。4目畜産業費390万円の減は、18節負担金補助及び交付金で、黒毛和種繁殖雌牛導入事業補助金20万円の増額は、導入頭数の増加によるもので、詳細は説明資料24ページのとおりです。新冠町農林水産業物価高騰対策支援金410万円の減額は執行残で、詳細は説明資料25ページのとおりです。5目牧野管理費55万4千円の追加は、10節需用費で、トラクターのフライホイールスピードセンサーの修理費を増額するものです。24ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費36万8千円の追加。7節報償費10万円の増額は、捕獲頭数の増加によるもの。18節負担金補助及び交付金26万8千円の増額。狩猟用具購入費補助金60万円及び狩猟免許取得費補助金9万9千円の増額は、新規の狩猟用具購入及び狩猟免許取得それぞれ3名分を新たに計上するもので、詳細は説明資料27

ページのとおりです。民有林振興対策事業補助金43万1千円の減額は、苗木の確保ができなかったため人工造林事業を取止めたことによるもので、詳細は説明資料28ページのとおりです。3目治山費759万円の減は、14節工事請負費の小規模治山工事で、入札による執行残の減額。詳細は説明資料29ページのとおりです。6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額はありますが、コロナ交付金執行残のうち200万円をホースカード事業に追加して財源充当するため、財源内訳の国道支出金を増額し一般財源を減額するもの。2目観光費94万2千円の追加。12節委託料154万2千円の増額は、電気料金の高騰等により各指定管理料を増額するもので、詳細は説明資料30ページから31ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金60万円の減額は、プレミアム入浴券発行事業の販売実績よるもので、詳細は説明資料32ページのとおりです。25ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費182万2千円の減。11節役務費41万8千円の減額は、倒木処理の件数減少によるもの。13節使用料及び賃借料33万8千円及び14節工事請負費106万6千円の減額は、町道維持補修及び緊急自然災害防止対策事業の入札等執行残で、詳細は説明資料33ページのとおりです。3目道路新設改良費102万5千円の減。12節委託料45万3千円及び14節工事請負費57万2千円の減額は、入札による執行残で、詳細は説明資料34ページのとおりです。2項河川費、1目河川総務費196万4千円の減。10節需用費25万9千円は額の確定による減額、14節工事請負費170万5千円は、緊急浸漕推進事業及び緊急自然災害防止対策事業に係る入札執行残の減額で、詳細は説明資料35ページから36ページのとおりです。26ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費57万7千円の減。14節工事請負費17万6千円の減額は、入札による執行残。18節負担金補助及び交付金40万1千円の減額は、事業実績に基づく執行残で、詳細は説明資料37ページのとおりです。2目住宅建設費11万円の減は、12節委託料の入札による執行残の減額。4項下水道費、1目下水道整備費119万円の追加は、27節繰出金で、下水道事業特別会計で説明します。27ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費307万8千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金5千円の増額は、給水活動に係る時間外手当の増加によるもの。日高中部消防組合支署経費負担金308万3千円の減額は、高規格救急車購入に係る入札執行残ほか各種執行残。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費30万3千円の減。7節報償費4万円の減額は、講師謝礼で教職員ICT研修2回実施予定が1回となったことによるもので、詳細は説明資料38ページのとおりです。18節負担金補助及び交付金26万3千円の減額。静内農業高校通学支援負担金11万5千円の増額は、バス利用者2名増加によるもので、詳細は説明資料39ページのとおりです。教育振興補助金6万4千円の増額は、中学校男子バレーボール部員5名の優秀選手選抜全道大会出場に対するもので、詳細は説明資料40ページのとおりです。修学旅行支援補助金44万2千円の減額は、中学校の修学旅行及び宿泊研修に係る大型バス借上げ各1台分が、北海道教育支援事業の対象となったことによるもので、詳細は説明

資料4 1 ページのとおりです。4 目児童生徒輸送費、補正額はありますが、コロナ交付金執行残のうち6 1 1 万3 千円をスクールバス購入事業に追加して財源充当するため、財源内訳の国道支出金を増額し一般財源を減額するもの。2 8 ページに移ります。2 項小学校費、1 目学校管理費3 万3 千円の減は、1 4 節工事請負費の入札執行残を減額するもので、詳細は説明資料4 2 ページのとおりです。2 目教育振興費2 3 万円の減は、1 9 節扶助費で、特別支援教育就学奨励費3 万3 千円の減額は、認定者の変更によるもので、詳細は説明資料4 3 ページのとおりです。要保護準要保護児童学用品費1 9 万7 千円の減額は、認定者の減少によるもので、詳細は説明資料4 4 ページのとおりです。3 項中学校費、2 目教育振興費2 9 万1 千円の減は、1 9 節扶助費で、特別支援教育就学奨励費8 千円の減額は、対象者の事業不参加等によるもので、詳細は説明資料4 5 ページのとおりです。要保護準要保護児童学用品費2 8 万3 千円の減額は、認定者の減少によるもので、詳細は説明資料4 6 ページのとおりです。2 9 ページに移ります。4 項認定こども園費、1 目認定こども園費1 7 7 万9 千円の減。1 0 節需用費1 万1 千円及び1 1 節役務費千円の減額は、入札等による執行残。1 2 節委託料1 3 5 万3 千円の減額。給食業務委託料1 2 1 万5 千円の減額は、入園児童数の減少によるもので、詳細は説明資料4 7 ページのとおりです。通園バスラッピング業務委託料1 3 万8 千円の減額及び1 7 節備品購入費4 1 万4 千円の減額は、通園バス購入事業の入札等執行残。3 0 ページに移ります。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費5 6 万9 千円の減。1 2 節委託料3 3 万9 千円の減額は、昭和音大吹奏楽クリニックをリモート対応に変更及び、実施日数の減によるもの。1 8 節負担金補助及び交付金2 3 万円の減額。町PTA連合会補助金1 6 万5 千円の減額は、新型コロナの影響に伴う事業中止によるもの。家庭教育学級運営交付金6 万5 千円の減額は、事業参加者を限定して実施したことに伴う経費減少によるもの。2 目レコード館事業推進費4 1 万7 千円の減。2 節給料2 8 万7 千円及び4 節共済費6 万7 千円の減額は、ガイド1 名分の執行残。3 節職員手当等1 万3 千円の増額は、1 月採用職員の通勤手当。8 節旅費6 万6 千円の減額は、札幌での出張レコードコンサート1 回分未開催によるもの。1 0 節需用費1 万円の減額は、新型コロナ感染予防のためレコードコンサートの飲食提供中止によるもの。6 目青年の家費5 5 万5 千円の減。1 1 節役務費1 8 万1 千円及び1 2 節委託料3 7 万4 千円の減額は、新型コロナの影響による利用者及び宿泊回数減少によるもの。3 1 ページに移ります。6 項保健体育費、2 目体育施設費2 9 万2 千円の減は、1 2 節委託料の学校開放事業委託料で、新型コロナの影響による一時休止及び利用団体の活動休止に伴う開放日数減少によるもので、詳細は説明資料4 8 ページのとおりです。7 項学校給食費、1 目学校給食費補正額はありますが、ふるさとづくり基金を財源充当しておりました、5 款農林水産業費の地域担い手育成総合支援協議会補助金の減額に伴い、余剰となる財源を充当するもので、財源内訳のその他を増額し一般財源を減額するもの。3 2 ページに移ります。1 0 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年発生災害復旧費1 2 9 2 万5 千円の減。1 0 節需用費から1 4 節工事請負費まで全て入札等による執行残の減額で、

詳細は説明資料49ページから50ページのとおりです。2項農林業施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費180万8千円の減。10節需用費2万5千円及び14節工事請負費16万5千円の減額は、入札等による執行残。18節負担金補助及び交付金161万8千円の減額は、被災箇所及び復旧費確定によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開き願います。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税6005万7千円の追加は、普通交付税が追加交付されたことによるもの。13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料152万8千円の減は、新型コロナウイルスの影響による施設利用者の減少などに伴う社会教育施設使用料の減額。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金747万5千円の減。1節社会福祉費国庫負担金502万6千円の減額は、介護給付訓練等給付費の減額によるもの。2節児童福祉費国庫負担金244万9千円の減額。児童手当国庫負担金202万4千円の減額は、児童手当支給人数の減少によるもの。施設型給付費国庫負担金42万5千円の減額は、私立の教育保育施設の利用人数減少によるもの。2目衛生費国庫負担金463万円の減は、新型コロナウイルスワクチンの接種率低迷に伴う執行残見込みの減額。3目災害復旧費国庫負担金676万円の減は、事業費の確定による減額。10ページに移ります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金28万6千円の減。社会保障番号制度システム整備費補助金116万1千円の減額は、システム改修費に対する補助金が普通交付税措置に変更となったことによるもの。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1441万7千円の増額は、国庫補助事業等の地方負担分に87万5千円の追加交付及び、国の予算区分の調整により通常事業分を1354万2千円増額し、原油価格物価高騰対応分を1354万2千円減額するものです。2目民生費国庫補助金631万9千円の減。地域生活支援事業費等補助金74万3千円の増額は、移送サービスの障害者利用割合増加によるもの。アイヌ政策推進交付金65万3千円の減額は、ポロシリ生活館外構工事等の事業費確定によるもの。令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金620万円及び事務費補助金20万9千円の減額は、事業実績によるもの。3目衛生費国庫補助金200万円の減は、新型コロナウイルスワクチンの接種率低迷に伴う執行見込残の減額。4目土木費国庫補助金122万5千円の減。1節道路橋梁費国庫補助金93万6千円の減額は、橋梁長寿命化修繕事業の事業費確定によるもの。2節住宅費国庫補助金28万9千円の減額は、リフォーム助成金事業等の事業費確定によるもの。5目教育費国庫補助金2万2千円の減。1節小学校費国庫補助金1万9千円の減額。就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金1万7千円の減額は、認定者の変更によるもの。へき地児童生徒援助費補助金2千円の減額は、心臓健診受診者の減によるもの。2節中学校費国庫補助金3千円の減額は、対象者の事業不参加等によるもの。7目農林水産業費国庫補助金55万4千円の追加は、ヨーネ病発生に伴う町有牛1頭の殺処分に対するもの。11ページに移ります。3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金41万8千円の減は、参議院議員通常選挙費の確定による減額。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金353万5千円の減。1



節社会福祉費道負担金290万3千円の減額は、介護給付訓練等給付費の減額によるもの。2節児童福祉費道負担金63万2千円の減。児童手当道負担金41万9千円の減額は、支給人数の減少によるもの。施設型給付費道負担金21万3千円減額は、私立の教育保育施設の利用人数減少によるもの。12ページに移ります。2項道補助金、1目総務費道補助金30万9千円の減は、町有林森林整備事業の事業費確定によるもの。2目民生費道補助金74万6千円の減。1節社会福祉費道補助金96万5千円の増額は、新冠町原油価格物価高騰対応支援給付事業に対するもの。2節児童福祉費道補助金171万1千円の減額。施設型給付費道補助金16万1千円の減額は、私立の教育保育施設の利用人数減少によるもの。多子世帯保育料軽減支援事業道補助金155万円の減額は、対象者の減少等によるもの。4目農林水産業費道補助金149万1千円の追加。1節農業費道補助金187万5千円の増額は、新規就農者3名に対するもの。2節林業費道補助金38万4千円の減額。豊かな森づくり推進事業補助金26万9千円の減額は、人工造林事業の取止めによるもの。小規模治山事業補助金101万5千円の減額は、事業費確定によるもの。地域づくり総合交付金90万円の増額は、エゾシカの年間捕獲目標に応じた基本交付金により算定され交付されるもの。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入68万9千円の減。1節土地建物貸付収入125万7千円の減額。町有地一時貸付収入44万8千円の減額は、賃貸借申請件数の減少によるもの。職員住宅貸付収入62万9千円の減額は、入居者の減少によるもの。農業支援員住宅貸付収入18万円の減額は、支援員1名の新規就農による退去のため。3節物品貸付収入56万8千円の増額は、IRU加入件数75件増加によるもの。13ページに移ります。2項財産売払収入、1目物品売払収入216万7千円の追加は、立木売払いの単価上昇によるもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1000万円の追加は、1法人からの企業版ふるさと納税によるもの。18款繰入金、1項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金9677万7千円の減は、歳入歳出差引にかかる余剰金を基金に繰り戻すもの。14ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、5目雑入52万8千円の減。高齢者共同生活施設個人負担金94万3千円の減額は、入居者の入院により給食利用数が減少したことによるもの。レコード館施設設備、備品等利用料20万1千円の減額は、新型コロナの影響による利用減少のため。その他雑入45万4千円の減額は、職員研修費の減額に伴う助成金30万4千円の減額及び、町有地売買辞退に伴う測量費折半分15万円の減額。給食費個人負担金5万円減額は、対象者1名減によるもの。新冠町子ども発達支援センター構成町負担金136万4千円の減額は、業務委託料の減額に伴い日高町の負担金を減額するもの。障害児通所支援事業給付費収入149万円の増額は、こども発達支援センターの延べ利用者数増加によるもの。国民健康保険被保険者分担金73万7千円の増額は、65歳以上の予防接種費用に対する助成。国民健康保険税収納率向上対策事業費用負担金25万7千円増額は、税務課収納事務費に対するもの。15ページに移ります。21款町債、1項町債、3目農林水産業債から7目災害復旧債までの10事業債につきましては、6ページの地方債の補正で説明したとおりですので、省略させ

て頂きます。

以上が、議案第10号、令和4年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。ご審議を賜わり提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。ただいま総務課長から説明がありました。説明と配布された説明資料のページにずれがありました。改めて、こちらからページを指定いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより本案に対する質疑を行います。発言は、歳出は項ごとに、歳入はページごとを一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ、簡潔に行うようお願いをいたします。なお質疑は歳出から行いますので、16ページをお開きください。16ページから17ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料1ページから4ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の同ページ、2項徴税费。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、18ページ、4項選挙費。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、19ページから20ページ、3款民生費、1項社会福祉費、説明資料5ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の同じく20ページ、2項児童福祉費、説明資料13ページから15ページ。ありませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 20ページの新冠町子ども誕生祝い金について伺いますけれども、この同じような制度が国において1月から始まったということで、新冠町も1月からこれに参加、利用しているということだそうでありますけれども、この1月から今までの分と、それから過去に新冠町の施策としていただいている10万円と、2つあると思うんですけれどもね、両方ダブって支給を受けている方というのは何人程度いるのかということ。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 20名程度です。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 説明書で20名ということでしたから、全員が20万円受け取っているというような解釈でいいんですか。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 国が新たに創設いたしました出産子育て応援交付事業、これにつきましては、1月から事業を開始しておりますけれども、遡って令和4年の4月から対象とするようにということになってますので、令和4年4月に出生された方から遡って

支給されるということで、本年度の令和4年度の出産見込み数20名ということなので20名。令和4年度子ども誕生祝い金給付事業につきましても、令和4年度実施するというので、既にもう給付してますので、これについては令和4年度は、給付するというので20名を予定してます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、21ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、説明資料16ページから19ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の22ページ、2項清掃費。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の同ページ、3項水道費。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の23ページ、5款農林水産業費、1項農業費、説明資料20ページから25ページ。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。説明資料25ページの部分で質問いたします。事業対象者として270戸程度見込みという形で事業が進められましたけども、40件ほど見込みが少なかったということになっております。これは申請が少なかったのか、それとも見込み数が正確ではなかったのか、これについてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この予算措置に当たりまして、常任委員会等でも、特に軽種馬だったんですけども、数多いんじゃないかという御指摘いただいておりましたが、軽種馬につきましては、振興会等に加盟されていない方も多くいらっしゃいますし、実態を把握しづらいということがありまして、予算は少し多めにみさしていただきました。実態として、この程度の件数であったというのが結果論でございました。

○議長（荒木正光君） 但野野議員。

○5番（但野裕之君） これは前段で正確に精査して見込み数を上げなかった結果として、400万の執行残が残ったという形になってると思うんですけども、この事業が町民周知された時点で、商工関係のほうから、やはり同様の支援があればというそういうような声も私のところへ届いてます。そういったことを考えて、この400万程度の執行残が残るんであれば、僅かばかりでも、商工関係者にも同様の目的で、やっぱりある程度の支援が出来たと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 御案内のように結果として短時間の中で、各課に準備をお願いをしながら、予算措置に向けたという中で、結果として見込んだ数値よりも実態が乖離があったという部分については、謙虚に反省しなければいけない部分もありますけれども、御案内のようにコロナの関係の部分も含めてですね、短期間の中で準備しなければいけなかったという部分のことについては、御理解を頂戴いたしたいと思います。議員も御案内のように、今回の事業につきましては、特に農業の飼料あるいは肥料、これらの高騰、加えて、灯油ガソリンというのものもあるんですけれども、こういった農業関係に大きな影響があるということに配慮した形での事業創生ということでございましたので、事業の創設段階で商工業のほうには、事業費が向けられなかったということも合わせて御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今後このような事業がある場合には、きちっと見込み数を精査した中で事業展開できるように心がけていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 御理解いただきたいというお願いをしましたけれども、全ての事務事業においてそういったことに気をつけながら事務処理することについては、過去からもこれからも変わらないということでご理解賜りたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書24ページ、2項林業費、説明資料26ページから28ページ。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 説明資料でいきますと28ページの小規模治山工事のことについてお伺いいたします。これは近年、雨の被害が結構大きくなってきて、これを希望する、今回は完成したということで、だと思えますけれども、今後もやっぱり農地等に被害が及んでいるために、事業を希望する事業か所つてのは相当あると思うんですけど、その辺の事を把握してありましたら、お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 正確に何か所という数字は今押さえてませんけれども、議員言われるとおり、待機しているといいますか、そういったか所は複数ございます。なるべく町といたしましては町の負担も出さないように、保安林指定を受けていただいて、道の補助事業でやっていくということを優先しておりますけれども、そこから漏れる部分については、町単独の、補助金はありますけれども、小規模治山事業でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 小規模治山事業でカバーしていくことも考えられるということで

ございますけれども、わりとこの治山事業っていうのは、50万の限度で半額補助でできるような工事じゃなくて結構大きい工事になる場合もあるわけですけども、そういったところをやっぱり、予算獲得のために、やはり積極的に農地保全のために、頑張るっていうか、そういうことに対する心構えのことについてお伺いしたいと。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 小規模治山事業はですね、事業費が1千万以上。それで補助率が2分の1という事業でございます。高額になるためですね、市町村に割当てというのが、1か所ないしは2か所、その程度の配分が今現状来ているという状況でございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。説明資料27ページ質問いたします。この部分では、苗木の手配が出来なくて事業中止という、説明がありましたけども、野ねずみ駆除に関しては、できたかどうか、その確認でお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この民有林振興対策事業につきましては、事業主体が日高中部森林組合でございまして、予定しておりました人工造林につきましては、提案理由のとおり、苗木の確保が出来なかったということで、実施はしてございません。野ねずみ駆除については予定どおり実施をするということで確認しております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書24ページ、2項林業費、説明資料26、大変失礼しました。24ページ、6款商工費、1項商工費、説明資料29ページから31ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書25ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、説明資料32、33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書同じく25ページ、2項河川費、説明資料34、35ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、予算書26ページ、3項住宅費、説明資料36ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同じく26ページ、4項下水道費。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（荒木正光君） ないようですので、予算書27ページ、8款消防費、1項消防費。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同じく27ページ、9款教育費、1項教育総務費、説明資料37ページから40ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、予算書28ページ、2項小学校費、説明資料41ページから43ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同じく28ページ、3項中学校費、説明資料44、45ページ。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、予算書29ページ、4項認定子ども園費、説明資料46ページ。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、予算書30ページ、5項社会教育費。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、31ページ、6項保健体育費、説明資料47ページ。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同じく31ページ、7項学校給食費。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、予算書の32ページ、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、説明資料48、49ページ。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。戻って予算書の9ページをお開きください。質疑はページごと一括して行います。9ページ、10款地方交付税、1項地方交付税、13款使用料及び手数料、1項使用料、14款国庫支出金、1項国庫負担金。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、10ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、11ページ、14款国庫支出金、3項国庫委託金、15款道支出金、1項道負担金。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、12ページ、15款道支出金、2項道補助金、16款財産収入、1項財産運用収入。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、13ページ、16款財産収入、2項財産売払収入、17款寄附金、1項寄附金、18款繰入金、1項基金繰入金。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、14ページ、20款諸収入、4項雑入。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、15ページ、21款町債、1項町債。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。  
中川議員、

○2番(中川信幸君) 2番中川です。歳入のほうの9ページの地方交付税、これが28億787万3千円、令和4年度に来てるんですけど、これは令和5年あるいは令和6年と、これは下がないで、このままの推移で続くのかどうか、それはあくまでも予想なんですけど、総務課長もし分かれば。

○議長(荒木正光君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) すいません新年度予算においてですね、今ちょっと新年度予算持ってきてないんですけども、地方財政計画というものがあまして、それに基づいてうちの推計するんですけども、ほぼほぼ横ばい、減らない程度、若干プラスになる程度ですね見ております。過去の実績等も踏まえながらですね見てるんですけども、本年度よりは額は上がった形でいますけども、また新年度予算そのところ正確に説明させていただきます。すいません。

○議長(荒木正光君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時09分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第11号及び日程第17 議案第12号

○議長（荒木正光君） 日程第16、議案第11号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第17、議案第12号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算、以上2件を一括議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第11号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、この度は第3回目の補正となります。歳入歳出予算第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ280万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6298万7千円にしようとするものです。

事項別明細書、歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費280万2千円の減。12節委託料12万4千円の増額は、日高信用金庫が新たに当町の収納代理金融機関となった為、令和5年4月より上下水道料金の納付、納入者が当該金融機関で口座振替を利用できるように、事前テストを実施するものでございます。26節公課費292万6千円の減額は、消費税確定申告により、課税標準額の確定に伴い、消費税納付額が歳入で予定していた額より少なかったことによるものでございます。2款施設費、1項施設費、1目維持費、補正額はございません。次に歳入に移りますので5ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料135万6千円の減。日高食肉センターが、1月分より自家水の使用を開始したことによる減。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金144万6千円の減。歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すものでございます。

以上議案第11号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。ご審議をたまわり提案どおりご決定下さいますよう、よろしく願い申し上げます。

引き続き、議案第12号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。



議案第12号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算は、この度は第3回目の補正になります。歳入歳出予算第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1088万円にしようとするものです。

事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費2万5千円の追加。12節委託料5万3千円の増額は、日高信用金庫が新たに当町の収納代理金融機関となった為、令和5年4月より上下水道料金の収納者が当該金融機関で口座振替を利用できるように、事前テストを実施するものでございます。26節公課費2万8千円の減額は、消費税確定申告により課税標準額の確定に伴い、消費税納付額が歳入で予定していた額より少なかったことによるものでございます。2目施設管理費46万3千円の増額。10節需用費79万9千円の減は修繕料で、マンホールポンプ長寿命化工事において、交付金対象外となる部品交換を見込んでいたところ、分解点検の結果不要となったことによるもの。18節負担金補助及び交付金126万2千円の増額は、下水道事業維持管理費負担金で、新ひだか町にて汚水処理するための、公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、同町への維持管理費負担金決定に伴うもので、終末処理場維持管理費の増及び汚水流入比率実績によるもの。3目下水道建設費5万2千円の追加。下水道事業建設費負担金で、新ひだか町にて汚水処理するための、公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく、同町への建設負担金決定に伴うもので、建設費負担金の追加で、令和3年度分の事業費清算に伴う増額です。次に歳入について説明いたしますので5ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料65万円の減。当初見込んでいた使用料に対して、実績が少なかったことによる減でございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金119万円の追加。歳入歳出精査に伴う不足額を一般会計から繰り入れるものです。

以上が議案第12号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。ご審議をたまわり提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第11号、令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号、令和4年度新冠町下水道事業特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第13号及び日程第19 議案第14号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第13号、令和4年度新冠町国民健康保健特別会計事業勘定補正予算、日程第19、議案第14号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議題第13号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

1ページをお開き下さい。今回の予算補正は3回目の補正でございます。令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4784万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1349万2千円とするものでございます。補正の主な要因は、歳出では保険給付費の減、北海道へ納める事業費納付金の減、一般会計へ支出する徴税费及び高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種費用の補正。歳入では国保税の減、繰越金の補正となっております。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので6ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万9千円の減。12節委託料の66万円の減額は、北海道クラウド機器更改業務委託料の減で、当町の国保被保険者の管理等に係るシステムを北海道が構築したクラウドに参加し運用しておりますが、令和4年度システムの更新にあたり役場庁舎内ネットワーク機器更改業務委託料を算定しておりましたが、機器更改が通常の保守範囲内で収まることとなりましたことから減額するものです。負担金補助及び交付金26万1千円の追加は、国保税徴収に係る人件費や車両経費を一般会計に支出するものです。2款保険給付費、1項療養給付費、1目療養給付費4176万3千円の減。18節負担金補助及び交付金4176万3千円の減額は、医療に係る給付費で当初予算では過去5年平均で1月あたり3300万円の医療費を見込みましたが、実績では1月あたり340万円減の2960万円を見込み、不要額を減額するものでございます。7ページをお開き下さい。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分332万8千円の減及び同款2項、後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分63万5千円の減並びに同款3項介護納付金分、1目介護納付金分21万2千円の減は、いずれも18節負担金補助及び交付金の減額で、北海道へ納付する事業費納付金の額の確定に伴う減額です。8ページをご覧ください。5款保険事業費、2項保険事業費、1目保健衛生普及費73万8千円の追加。18節負担金補助及び交付金の追加は、国保被保険者で高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種に係る費用を一般会計へ支出するものです。7款諸支出金、4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金151万2千円の減額は診療所特別会計で説明します。2目国民健康保険財政安定化基金積立金73万5千円の減。24節積立金の減額は、歳入予算が不足するため基金積立金を減額するものです。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、5ページへお戻り願います。1款1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税398万9千円の減。1節医療給付費分現年課税分272万8千円の減及び2節後期高齢者支援金分現年課税分73万2千円の減並びに3節介護納付金分現年課税分52万9千円の減は、国保税の調定額の減少によるもので、当初予算におきましては調定額を前年対比1%減と見込み予算計上しましたが、国保被保険者のうち農業者や個人事業主の社会保険加入が進む傾向もみられますことから、調定額については5%強の減額を見込みます。また収納率については当初96%に対し、決算見込みでは98%強を見込み、差し引き額を補正するものでございます。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金4502万8千円の減額。1節保険給付費等普通交付金4176万3千円の減額は、歳出で保険給付費減額分と同額を減ずるものです。2節保険給付費等特別交付金326万5千円の減額、特別調整交付金52万7千円の減は、保健事業など実施した場合に交付されるもので交付申請額に基づく98万5千円の増額と国保診療所へ交付される交付金の減額151万2千円の合計額です。都道府県2号繰入分273万8千円は、北海道独自に交付する保健事業に対する交付金で交付申請

に基づく減額でございます。6款1項1目いずれも繰越金117万1千円の追加。1節繰越金の補正は、前年度繰越金の予算化でございます。

以上が議案第13号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

続きまして議案第14号の提案理由をご説明いたしますので議案をお開き願います。議案第14号、令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き願います。今回は2回目の補正でございます。令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8512万3千円とするものでございます。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増額補正でございます。

それでは補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金65万9千円の追加。18節負担金補助金及び交付金の補正は、後期高齢者広域連合より通知された保険料決算見込に基づく補正でございます。続きまして歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料306万1千円の減額。1節現年度特別徴収保険料の補正は、後期高齢者広域連合からの通知によるもの。2目普通徴収保険料372万円の追加。1節現年度普通徴収保険料の補正は、同じく後期高齢者広域連合からの通知によるもの。

以上が議案第14号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第14号、令和4年度に拡張後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第15号

○議長(荒木正光君) 日程第20、議案第15号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(竹内修君)

議案第15号、令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。この度は3回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ264万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9847万9千円にしようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費9万1千円の減額。17節備品購入費9万1千円の減は、新型コロナウイルス感染症にかかる面会用備品の執行残の減額。詳細は予算説明資料の50ページを参照ください。2目短期入所生活介護事業費、補正額はございませんが、財源内訳で新型コロナウイルス感染症にかかる補助金を充当しておりますので、その他財源から14万2千円を国道支出金に振り替えております。3目通所介護事業費255万円の減額。12節委託料255万円の減は、新冠ほくと園が指定管理している新冠町デイサービスセンターの指定管理料で、今年度の運営状況が定員18人のところ4月から12月の1日平均利用者数が13.95人、稼働率77.51%と過去最高となっており、介護報酬の増加と職員数抑制による人件費の削減で607万3千円に

しようとするものです。

次に歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入132万1千円の減。当施設の職員及び入所者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、感染防止対策により新規入所が停止となり、空きベッドが生じた減収分の減額で、今回の補正で見込んだ年間の1日平均入所者数が48.89人のところ48.44人と0.45人減少となる見込みです。2目居宅介護サービス費収入56万2千円の減。前回の補正では短期入所の利用者増加のため増額致しましたが、職員及び入所者の新型コロナウイルス感染症罹患により、感染拡大防止措置として受入停止としたため利用者数が減少、前回の補正で見込んだ年間の1日平均利用者数が6.9人のところ6.7人と0.2人減少となる見込みです。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入50万円の減。施設入所者及び短期入所利用者減少に伴う自己負担金収入の減額。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入26万6千円の減。施設入所者減少に伴う補足給付収入の減額。次に6ページに移ります。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金166万3千円の減。1節一般会計繰入金157万2千円の減は、歳入歳出精査に伴う余剰額を一般会計へ繰り戻すもの。2節地方創生臨時交付金分繰入金9万1千円の減は、新型コロナウイルス感染症にかかる備品購入費の執行残を一般会計に繰り戻すもの。5款道支出金、1項道補助金、1目民生費道補助金、1節社会福祉費道補助金で167万1千円の追加は、介護老人福祉施設における新型コロナウイルス感染症発生にかかる道の補助金で、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業補助金で、1月6日付け専決処分て補正した職員手当分のほかに、マスクや消毒液等の感染防止対策にかかる経費の補助と、コロナ罹患者の療養期間に応じて定額で支給される療養補助で今回の追加とあわせて総額275万9千円となります。

以上が議案第15号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入歳出を一括して行います。予算説明資料50ページです。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第15は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議長（荒木正光君） 日程第21、議案第16号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第16号、令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。今回は第4回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9704万7千円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書、歳出より説明いたしますので6ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費20万円の減額。8節旅費20万円の減額は、新型コロナウイルスの懸念から医師の道外学会等が中止となりましたので、関連予算を減額するもの。2款1項1目共に医業費、補正額はありますが、今回の歳入予算の補正に伴い財源内訳の変更をするものであります。

次に歳入の説明をいたしますので5ページをお開き下さい。1款診療収入、1項診療収入、1目健診等収入131万2千円の追加。職員等の人間ドック受入れ増加をはじめ、会社等の健康診断者数の増加もあり、予算増額補正をするもの。4款繰入金、1項他会計繰入金、2目国保会計繰入金151万2千円の減額。12月定例会の補正予算の提案において、国民健康保険特別調整交付金のメニューの中のへき地診療所運営事業分の算定要件であります、令和4年1月から12月までの1日平均入院患者数を15名から13.1名となる見込みとしておりましたが、最終的な実績として12.8名となったことによる減額補正であります。

以上が議案第16号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですのでこれにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第16号について採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

- 議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれをもって散会といたします。  
ご苦勞様でございました。

(午後2時44分 散会)